

筑西市観光おもてなしガイドの登録等に関する要綱を次のように定める。

平成29年2月1日

筑西市長 須藤 茂

筑西市観光おもてなしガイドの登録等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の歴史、文化、自然、景勝地、グルメ、特産品その他観光の振興に資するもの（以下「観光資源」という。）を観光客、視察者等（以下「観光客等」という。）に対し案内、紹介、説明等を行うこと（以下「案内等」という。）ができる者を筑西市観光おもてなしガイド（以下「ガイド」という。）として登録することにより観光資源に係る情報発信を強化し、もって本市の観光地としての知名度及び魅力度の向上を図ることを目的とする。

(登録対象者)

第2条 この要綱によりガイドの登録を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市の区域内の一定の地域又は一以上の観光資源について、その内容、歴史その他当該観光資源に係る事項をわかりやすく説明できること。
- (2) 原則として、当該登録の申込みをする日において18歳以上であること。ただし、満年齢が15歳以上18歳未満の者で、ガイドとして登録し、及び活動することについて保護者が同意する旨の書類を提出し、かつ、案内等を行う場所まで自己又は保護者の責任において移動できる場合にあつては、この限りでない。
- (3) 本市の観光の振興及び観光資源の発掘に理解及び情熱を有し、かつ、おもてなしの心で観光客等に接することができること。
- (4) ボランティア活動に係る保険に加入していること。
- (5) 筑西市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又はこれらの者の統制下にある団体等に所属するものでないこと。

(登録申込み)

第3条 ガイドの登録を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、観光おもてなしガイド登録申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 申込者が本人であることを証明する書類の写し
- (2) 前条第4号に規定する保険に加入していることを証する書類の写し
- (3) いばらき観光マイスターその他の観光案内等に係る資格を有すること又は研修等を修了したことを証する書類がある場合は、その写し
- (4) 当該申込み以前に観光案内又はこれに類する活動を行った実績がある場合は、その場所、内容等について記載した書類等
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類
(登録の決定等)

第4条 市長は、前条の申込書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、筑西市観光おもてなしガイド登録証（様式第2号。以下「登録証」という。）を当該申込者に交付するものとする。

- 2 市長は、登録証の交付に際し、当該登録証の交付を受ける者（以下「登録者」という。）に対して必要と認める条件を付することができる。
- 3 ガイドの登録に係る有効期限は、当該登録証の交付の日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、更新を妨げない。
- 4 市長は、ガイドに係る事務の適正な運営のため、筑西市観光おもてなしガイド登録台帳を整備するものとする。
(活動内容等)

第5条 登録者は、次に掲げる活動等を行うものとする。

- (1) 観光客等に対し、観光資源について案内等を行うこと。
- (2) 研修の受講その他ガイドとしての資質の向上に努めること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか市の観光振興事業について市長が必要と認めること。
(順守事項)

第6条 登録者は、次に掲げる事項を順守するものとする。

- (1) 観光客等に対し、おもてなしの心をもって親切かつ丁寧に接すること。
- (2) 観光資源に対する興味を有し、これに関連する知識の習得及び情報の収集に努めること。
- (3) 市の観光振興事業について理解し、及び協力を努めること。
- (4) 営利、宗教又は政治的活動を目的として案内等を行わないこと。
- (5) ガイドとして適当な節度ある服装及び態度をもって活動すること。

(6) ガイドとしての活動の際、登録証を常時携帯すること。

(登録事項の変更)

第7条 登録者は、住所その他第3条の申込書に記載した事項に変更があるときは、速やかに観光おもてなしガイド登録事項変更届出書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第8条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すことができる。

- (1) 登録者から当該登録を抹消する旨の申出があったとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により登録の申込みがなされたとき。
- (3) 登録者が第6条各号に掲げる順守事項に違反したとき。
- (4) この要綱又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長がガイドとしての適格性がないと認めるとき。

2 市長は、前項の取消しを行った場合は、当該登録者に登録証の返還を命じるものとし、登録者は直ちにこれに応じなければならない。

(利用方法)

第9条 観光客等は、ガイドの利用を希望するときは、観光主管課にその旨を申し入れるものとする。

(報酬等)

第10条 ガイドの利用に係る報酬は、無料とする。

2 交通費その他のガイドが案内等を行うに当たり必要最低限であり、かつ、ガイドが負担することが適当でないと認める経費がある場合は、当該経費の合計額に相当する額を当該ガイドを利用する観光客等が負担とするものとする。この場合において、原則として、ガイドは、当該経費の内容、合計額等についてあらかじめ当該観光客等に提示するものとする。

(市の責務)

第11条 市長は、登録者に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 本市の事業において登録者を積極的に活用する等ガイドとしての活動の機会を提供すること。
- (2) ガイドとしての活動に支障が生じないよう関係機関と連携を図る等の登録者が安心して活動するために必要な措置を講ずること。
- (3) 研修、講習会その他ガイドとしての資質を向上させる機会の拡大を図ること。

(経費又は損害賠償)

第12条 登録者は、案内等を実施するための経費(第10条第2項の規定により観光客等が負担

するものを除く。)又は案内等の実施中に自己にあった、若しくは観光客等に負わせた事故、損害その他賠償等の補償について当該登録者の責任で行うものとし、市はその責を負わないものとする。

(庶務)

第13条 ガイドに係る事項の庶務は、観光主管課において処理する。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

観光おもてなしガイド登録申込書			
			年 月 日
筑西市長 様		(申込者) 氏名 印	
筑西市観光おもてなしガイドの登録を受けたいので、筑西市観光おもてなしガイドの登録等に関する要綱第3条の規定により、次のとおり申し込みます。			
1 個人用			
フリガナ		性別	男 ・ 女
氏名		生年月日	年 月 日
住所			
2 団体等用			
フリガナ		フリガナ	
団体等名		代表者名	
所在地			
ガイド人数(注1)	人		
3 共通事項			
連絡先	電話番号		
	携帯電話番号		
	FAX番号		
ガイド可能な本市の観光資源(注2)の分野等 (具体的に記入)			
外国人観光客の対応の可否(注1)	可 (対応可能言語 :) ・ 不可		
備考			


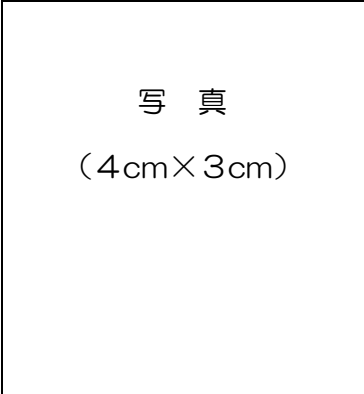
(注1) 団体等に所属する者を取りまとめて申込み場合は、当該取りまとめの対象となる者の全員の名簿を添付し、得意な分野等及び対応可能言語が各人ごとに異なる場合は、名簿にその内容を記載すること。

(注2) 「観光資源」とは、歴史、文化、自然、景勝地、グルメ、特産品その他観光の振興に資するものをいう。


様式第2号（第4条関係）

（縦6センチメートル、横9センチメートル）

（表）

交付日	年	月	日	
筑西市 Chikusei City 観光おもてなしガイド登録証				
 <p>写 真 (4cm×3cm)</p>	登録番号：			
	個人名：			
	所属団体名：			
	発 行			

（裏）

<ul style="list-style-type: none">● この登録証を他者へ貸与・譲渡しないこと。● ガイドを行う際には、必ずこの登録証を携帯すること。● この登録証を紛失又は破損をした場合は、速やかに筑西市担当課に届け出ること。● ガイドの登録が取り消された等により市からこの登録証の返還を求められた場合は、この登録証を速やかに筑西市担当課に返還すること。	
---	---

様式第3号（第7条関係）

観光おもてなしガイド登録事項変更届		
<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">年 月 日</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 筑西市長 様 印 </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> （登録者）住所（所在地） 氏名（名称及び代表者名） </div> <p style="margin-top: 20px;">年 月 日付で筑西市観光おもてなしガイドの登録に係る申込事項について変更したいので、筑西市観光おもてなしガイドの登録等に関する要綱第7条の規定により、次のとおり届け出ます。</p>		
ガイド登録番号	第 号（個人・団体）	
変更に係る事項	変更前	変更後
備 考		